

一八世紀フランス憲法思想の一潮流

——ケネー、シェイエス、一七八九年人権宣言——

畑 安 次

はじめに

- 一 ケネーの憲法思想
 - (一) フィジオクラシー
 - (二) 自然法および自然権の所有権
 - (三) 合法的専制主義
- 二 シェイエスの憲法思想
 - (一) 憲法制定国民議会
 - (二) 人権宣言草案
- 三 一七八九年人権宣言の憲法思想

む す び

はじめに

フランス革命は徹底的に闘い抜かれた典型的なブルジョワ革命であり、しかも、さまざまな革命の形態を内含した革命である。それはA・マチエ(A. Mathiez)——G・ルフェーヴル(G. Lefebvre)——A・ソブール(A. Soboul)のフランス革命史に関する一連の研究

一八世紀フランス憲法思想の一潮流(畑 安次)

究⁽¹⁾によって周知のところとなっている。これらの革命史研究を踏まえるとき、一〇年余にわたるフランス革命は、①貴族の革命、②ブルジョワの革命、③サン・キュロットの革命、④共産主義革命への展望と挫折、という一連の革命諸形態を経て、ナポレオン支配下でブルジョワ革命として終息するという見方については、大きな異論はないであろう。

ところで、右の革命諸形態の連続性を可能にしたものは何であろうか。多様な原因を挙げることができるであろうが、筆者はその一つとして、右の革命諸形態の連続性を支えうる憲法思想の諸潮流がすでに革命前の啓蒙期に形成されている点を指摘しておきたい。その点では、フランス革命は、革命的实践を通じて種々の憲法思想を形成していったイギリス革命とは異なる⁽²⁾。ここでいう憲法思想とは、一七八九年人権宣言第一六条「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は憲法をもつものではない。」に示されているように、①基本的人権論と②主権論およびそれに基づく統治機構論を骨子とする新たな政治社会構想を意味す

る。

右の革命諸形態に啓蒙期の憲法思想を対応させれば、①モンテスキューに代表される自由主義的貴族の憲法思想、②フィロゾーフ(philosophes)とりわけフィジオクラート(Physiocrates)やアンシクロペディスト(Encyclopédistes)によって展開されたブルジョワの憲法思想、③ルノーに象徴される「民衆」の憲法思想、④モルリ(Morelly, 1720-69)ヤムプリ(G. B. Mably, 1709-85)の共産主義的憲法思想、に整理することができる。すなわち、革命の序曲ともいふべき貴族の革命は王権に対するパルルマン(Parlement)の抵抗というかたちで展開されるが、このパルルマンの活動はモンテスキューの憲法思想を依りどころとするものであった。貴族の革命に続くブルジョワの革命を象徴するものは一七八九年人権宣言(この宣言とセットされる九一年憲法を含む八九年—九一年体制)であるが、そこには多様な憲法思想の潮流が見られるとはいえず、ケネー(F. Quesnay, 1694-1774)を始祖とするフィジオクラートの憲法思想から強い影響を受けたと見られるシェイエス(Thabé Sieyès, 1748-1836)の活動が注目される。さらに、一七九二年八月一〇日の民衆蜂起はサン・キュロット革命の幕あけを意味するが、九三年以降のロベスピエール(M. Robespierre, 1758—1794)およびサン・ジュスト(L. A. Saint-Juste, 1767—1794)等の活動がルノーの憲法思想に負うものであることは周知のとおりである。最後の革命の試みである「バブーフの陰謀」(La Conspiration de Babeuf)はルノーのほかモルリやマプリの憲法思想を背景とするものであった。⁽⁴⁾このように、右にみた革命諸形態と啓蒙期の憲法思想は、決して整然と

したのではないとしても、そしてまた過度の図式化の危険は避けねばならないとしても、比較的輪郭のはっきりした対応関係にあると見て大過ないであろう。

さて、近代ブルジョワ憲法における諸々の人権規定がその基礎的觀念である自由・平等・所有権を前提とするものであることについては異論はないであろう。そこで、右にみた革命諸形態と憲法思想の諸潮流との対応関係を念頭において一八世紀フランスの憲法思想とりわけ人権思想を考えてみた場合、ここでは、人権の基礎的觀念として自由・平等・所有権を位置づけながら、これら三者をいかなる関連において捉えるかによって対照をなしている二つの潮流を見出すことができる。すなわち、一つは、自由と所有権の不可分関係を強調してこれを前面に押し出し、平等觀念を相対的に後退させるというフィジオクラート(ケネー)——シェイエス——一七八九年人権宣言とつながる潮流ⅡA潮流と、今一つは、所有権の制限を前提として自由と平等の理念の統一的実現を志向するルノー——ロベスピエール——一七九三年の山獄党憲法とつながる潮流ⅡB潮流である。

フランス革命は、この二つの潮流の交錯現象を通じてそれぞれの眞価を検証してゆく実験場であり、ひとまずはAの潮流の優位をもって終息したと見ることができ。しかし、フランス革命が徹底的に闘い抜かれた革命であるとはいえず、そこにおける革命諸形態の連続性・急進性は必ずしもこの二潮流の交錯現象に最終的な決着をつけたわけではない。というのも、一八世紀フランスの政治社会とありわけその階級構造は、この決着を可能ならしめるほどの成熟段階

に達していないからである。したがって、一〇年余にわたる革命渦中で検証されたかに見える右の二潮流の交錯現象は、一九世紀二〇世紀を通じて、多くの革命的状況とそれに伴う種々の政治形態の中であらためて検証されてゆくことになる⁵⁾。

このことについて充分な理解をしておくことは、今日の憲法現象とりわけそこにおける人権問題を考える上でも重要である。というのも、今日の人権問題もまた右の二潮流の交錯現象の延長線上にあると考えられるからである。特に、わが国の最近の人権判例とりわけ生存権、教育権、労働基本権等の社会権をめぐる判例の動向を見た場合、平等理念の実現を要求する人々の主張(すなわち右の二潮流のうちBの潮流にもとづく主張)が、自由の觀念の強調を前提とした「公共の福祉」の名において(すなわち右にみたA潮流の線にそって)否認され続けているからである。

筆者はかつてこの二潮流を視野にいれつつ特にBの潮流に焦点をあてて一文をまとめたことがあるので、本稿ではAの潮流を中心に分析を加え、その潮流の歴史的意義について考えてみたい。

註

- (一) Albert Mathiez, *La Révolution française*, 3 vols, Editions Denoël, 1985. わづまとし・市原豊太郎訳『フランス革命』上・中・下(岩波文庫「但し」)のS訳は一九二二年のArmand Colin版に於て) Georges Lefebvre, *La Révolution française*, 6^e éd., P. U. F. 1968. *Quatre Vingts-Nouf*, Editions Sociales, 1970. 高橋幸八郎・柴田三千雄・塚原忠躬訳『一七八九年——フランス革命序論』岩波書店・一九七五年 Albert Soboul, *La Révolution française*, 6^e mille, Editions Sociales, 1983. 小岡潮卓三・渡辺淳訳『フ

ンス革命』上・下(岩波新書)参照。

(2) 安藤高行『近代イギリス憲法思想史』御茶の水書房・一九八三年参照。

(3) J.ゴドショは、共産主義的憲法思想を別にすれば、①貴族制的かつ封建制的思想、②開明的専制主義のブルジョワ派、③民主主義的思想の三つに整理している。Jacques Godechot, *Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 2^e éd., P. U. F. 1968, p. 7 et s.

(4) 柴田三千雄『ナポレオンの陰謀』岩波書店・一九六八年・二二七頁以下参照。

(5) この点については、日本国憲法をめぐる問題状況をふまえて、フランスにおける国民主権原理および人民主権原理に詳細な歴史的考察を加えた杉原泰雄『国民主権の研究』(一九七一年)、『人民主権の史的展開』(一九七八年)、『国民主権の史的展開』(一九八五年)——いずれも岩波書店——参照。

(6) 拙稿「一八世紀フランス人権思想の一潮流」矢崎光圀・八木鉄男編『近代法思想の展開』有斐閣・一九八二年・二三五頁以下参照。

一 ケネーの憲法思想

(一) フィジオクラシー

アダム・スミスによつて「経済学における農業の諸体系 (agricultural systems)」すなわち「土地生産物をあらゆる国の収入および富の唯一の源泉とする体系」⁽¹⁾として紹介されて以来、ケネー学派の「フィジオクラシー (Physiocratie)」⁽²⁾は主として経済学の領域で考察され、「フィジオクラートは、フランス革命の基礎を準備した人々のうちで重要な地位を与えられねばならない」といわれながら、法思想史とりわけ憲法思想史の領域では部分的に言及されることはあつても、まとまった個別テーマとしてはあまり考察されてこな

かつたといつても過言ではない。そのことはわが国においてのみならず、フランスについても言えそうである。しかし、政治経済学史の観点からまとめられた木崎喜代治著『フランス政治経済学の生成』は、「自然(Physio-)による統治(—cratie)」を意味する「フィオジオクラシー」を「もっぱら経済学説としてしか扱わないという態度」は妥当ではないとして次のように述べている。それは、フランス憲法思想史研究にとつても有益な指摘である。

『デモクラシー(民主政)』や『アリストクラシー(貴族政)』などを、われわれはなによりもまず政治制度あるいは政治学説としてとり扱う。同じ『クラシー』という語尾をもつ『フィジオクラシー』を、もっぱら経済学説として扱うことは、ケネーの思想そのものをゆがめることになりはしないであろうか。ケネーが、自己の学説体系を『フィジオクラシー』と名づけたとき、『アリストクラシー』や『デモクラシー』という用語がかれの脳裡に浮かんでいなかったと想像することはまず不可能である。しかも、この用語が現われた一七六七年ごろのケネーの関心はとりわけ政治理論にむかっていたことを想起しよう。さらにまた、かれが一七六七年の『シナの専制主義』において、『デモクラシー』や『アリストクラシー』を明示的に批判しているのを見れば、むしろかれは、これらの統治形態に対抗する意味をこめて『フィジオクラシー』という用語を作りだしたのだと想像することさえできる。⁽⁶⁾

ところで、ケネーの作品はフランス絶対王制の形成期(アンリ四世の治世)⁽⁷⁾——発展期(ルイ一三世の治世)——全盛期(ルイ一四世の治世)——衰退期(ルイ一五世の治世)の全過程を視野にいれ

ており、⁽⁸⁾ さながら絶対王制の総括であるといえるが、とりわけ厳しい批判の対象とされているのはルイ一四世治下のコルベールティスム(Colbertisme)である。ルイ一四世に象徴されるフランス絶対王制の全盛期は、ヴォルテールの『ルイ一四世の世紀』に明らかやうに、ネーデルランド戦争をはじめとする三〇年にもわたる戦争政策の上に成立している。このような戦争政策を遂行する上で必要な課題は国内統一と財政基盤の強化であるが、これに応えようとしたのが財務総監コルベール(J. B. Colbert, 1619—1683)の重商主義⁽⁹⁾コルベールティスムにほかならない。

コルベールティスムの特徴は、①王立マニファクチュールおよび特権マニファクチュール政策、②穀物輸出の統制、③租税強化の三点に要約できるが、これらは密接不可分な関係にある。コルベールティスムが貨幣を国の富とみなす観点のもとで形成されたことは周知のところであるが、イギリスに比してブルジョワジーの自律的形成がおくれたフランスでは、右にみた「上から」のマニファクチュール政策によって特権商人層を育成する必要があった。しかし、この必要性は中小手工業生産をギルド的規制のもとにおくことによつて「下から」のブルジョワジーの形成を抑制する結果をもたらす。また、国の富としての貨幣獲得のための対外競争を勝ち抜く必要から労働賃金が抑制され、そのことが低穀物価格を余儀なくする。最後に、コルベールティスムを支える物理的バック・ボーンとしての軍事力を維持するために租税制度の強化がはかられる。⁽¹⁰⁾ このよう

な一連の政策のもと、農業および農村の疲弊は明らかであった。このような状況下にあつて、ケネーの関心が農業および農村に向

かい、それらを圧迫しているコルベールテイスムのもとでの財政政策・租税政策を徹しく批判することになるのは当然のなりゆきであった。『農業王国の経済統治の一般準則』(Maximes Générales du Gouvernement Economique d'un Royaume Agricole, 1758)において、ケネーは次のようにコルベールを批判する。

「前世紀の一大臣が、オランダ人の貿易と奢侈品製造業の華やかさに眼を奪われて、金の真の使いみちについても、国の真の貿易についても考えることなく、もはや貿易と金のことしか口にしないような錯乱状態にその祖国を突き落したことは、決して忘れられないであろう。

この大臣は、その善意によって尊敬されるべきであるとしても、余りにも自己の考えにとらわれすぎたために、富の源泉自体を犠牲にしてまで手工業の富を生ぜしめようと欲し、かくして農業国の全ての経済構造を混乱させたのである。」⁽¹⁾

ここでいわれている富の源泉とは、いうまでもなく農業である。『穀物論』(Grains, 1757)においてケネーは次のように述べている。

「農業は原材料を供給し、国王と地主に収入を、聖職者に十分の一税を、耕作者に利潤をもたらず、国の他のあらゆる階級を力づけ、他のあらゆる職業に活動力を与え、商業を繁榮させ、人口をふやし、工業に生気をふきこみ、国家の繁栄を維持するものこそ、これらのたえず再生される本源的富である。」⁽²⁾この「本源的富」の再生産過程すなわち生産階級 (Classe productive) によって形成された純生産物 (produit net) が地代として地主階級 (classe des propriétaires) を経由して国庫収入をもたらす、さらにそれが不妊階級 (class stér-

(1e)である商工業者・国民のあいだを循環することによって再び生産階級へと環流する過程を明らかにしたのが『経済表』にほかならない。したがって、「フィジオクラシー」とは、そこに示された農業を源泉とする富の再生産過程を可能ならしめる統治の原理——農業王国の経済統治の一般準則」にほかならない。

(1) アダム・スミス著・大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』(岩波文庫) 一六一頁。

(2) 但し、ケネー自身は「フィジオクラシー」という語を用いたわけではない。この語は、デュボン・ドゥ・ヌムール (Dupont de Nemours) がケネー学派の著作をまとめた作品のタイトル *Physiocratie, ou constitution naturelle du gouvernement le plus avantageux au genre humain*, 1767 (由来する。木崎京代治『フランス政治経済学の生成』未来社・一九七六年・二一〇—一三頁参照)。

(3) Eric Roll, *A History of Economic Thought*, 3ed., 1965, p. 137.

(4) 法哲学史もしくは法思想史の分野では、恒藤恭「法哲学史の観点からみたケネーの自然法思想」(『季刊法律学』一五・一六号)、憲法思想史の分野では、部分的にフィジオクラシーに「及した」として松平青光「フランス革命と権力分立思想」(『国家学会雑誌』七五巻三・四号、五・六号、三編一七七八九年の権利宣言)における政治的権利(『早稲田法学会誌』二六・二七巻等)が挙げられる。なお、坂田太郎・波辺輝雄編『わが国における重農主義研究文献目録』勁草書房・一九七四年参照。

(5) 法哲学史もしくは法思想史の観点からまとめられた Albert Brimo, *Les Grands Courants de la Philosophie du Droit et de l'Etat*, 3^eéd., Paris, 1978. にケネーの「及はみられな」憲法学の古典とみなされる Léon Duguit, *Traité de Droit Constitutionnel*, 5 vols, Paris, 1927. にみられる。

- (6) 木崎喜代治・前掲書・一一〇頁。
- (7) ケネーの『農業王国の経済統治の一般原則』(Marquis Genéral du Gouvernement Économique d'un Royaume Agricole) は、アンリ四世に献上されたシュリー(Sully)公の『三六ヶ条の準則』(一六〇四年)をモデルとしたものである。ケネーは言う。「この偉大な大臣(シュリー)公——引用者——は、国王の富、国家の権力・人民の幸福を、土地の収入すなわち農業およびその生産物の対外貿易の上に位置づけることによつて、王国の経済的統治の真の諸原理を把握したのである。」François Quesnay, *Œuvres Économique et Philosophiques*, publiées avec une Introduction et des notes par Auguste Oncken, Réimpression de l'Édition Francfort 1888 (SCIENTIA VERLAG AALEN, 1965), p. 329. 以下 *Œuvres* と略記する。
- 島津亮二・炭山泉訳『ケネー全集』第二巻八三頁。以下、巻数と頁のみを示す。但し、訳文は必ずしもこれに従っていない。以下同じ。
- (8) 平田清明『経済科学の創造』岩波書店・六四一―六六頁参照。
- (9) コルベールテイスムについて考へる場合、この時期には「半封建的土地所有の上に全面的に依拠しているところの旧型上層官職保有者」巨大地主層(高等法院官僚がその代表)の相対的地位の後退と、これに代わつての最高の特権ある職業——遠隔地商業(とくに貿易)・特権マニユ経営・問屋制度および金融業(とりわけ間接税の徴税請負)に営みの中心をおく新興特権商人・巨大金融業者グループの上昇と最上層への定着がとくに注目される」といわれるように、絶対王制を支配する階級勢力が高等法院官僚から特権商人へと転換している点に注意を要する。中木康夫『フランス絶対王制の構造』未來社・一九六三年・二九〇頁参照。
- (10) 小林昇編・講座『経済学史』I・一六八頁以下参照。
- (11) *Œuvres*, p. 343. 訳第三卷二五頁。
- (12) *Œuvres*, pp. 215—6. 訳第二卷八一頁。

(一) 自然法および自然権——所有権

右にみたように、「フイジオクラシー」とは農業を源泉とする富の再生産過程を可能ならしめる統治原理であるが、それはケネーの哲学——自然法思想によつて支えられている。それについては、その歴史的性格をも含めて、「法哲学史の観点から見たケネーの自然法思想」という恒藤恭の論文等⁽¹⁾によつてすでに明らかにされているので、ここではケネーの憲法思想とりわけ人権思想において、自由・平等・所有権といった人権の基礎的觀念がいかなる關係をなすものとして捉えられているかという本稿の課題に限定して考察する。

ケネーは『自然権』(*Le Droit naturel*, 1765) および『シナの専制主義』(*Despotisme de la Chine*, 1767) とらら二つの作品において自然法について考察しているが、ここでは前者における定義を引いてみよう。

「自然法は、あるいは物理的であり、あるいは道徳的である(Les lois naturelles sont ou physiques ou morales.)」

ここでは、物理的法則とは、人類にとつて明らかに最も有利な自然的秩序におけるすべての物理的事象に関する整然とした過程(Le cours réglé de tout événement physique de l'ordre naturel évidemment le plus avantageux au genre humain)の意味に解される。

ここでは、道徳的法則とは、人類にとつて明らかに最も有利な物理的秩序に適合した道徳的秩序におけるすべての人間行為の規律(la règle de tout action humaine de l'ordre moral conforme à

l'ordre physique évidemment le plus avantageux au genre humain) の意味に解される。

これら二つの法則は、合体して自然法 (*loi naturelle*) と呼ばれるものを構成する。⁽²⁾

このようにケネーにおいては、自然法は①物理的世界を貫徹する法則、②道徳的世界における人間の行為規範という両面から捉えられているが、注目すべきことは、その両者がともに「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」(*l'ordre naturel évidemment le plus avantageux au genre humain*) を前提として觀念されている点である。⁽³⁾ 確かに、ケネーによれば、「人間は自己自身を創造しえないのと同じく、自然的秩序を創造したり構成したりすることはできない」⁽⁴⁾ のであるから、右にみた「物理的法則」に従うほかない。その意味では、ケネーの「自然法は、まず人為を排したところに成立する物理的秩序として存在する」⁽⁵⁾ ともいえる。しかし、ケネーにあつては、この「物理的法則」は「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」を前提として捉えられている点を看過すべきではない。つまり、この「物理的法則」の貫徹する「物理的秩序」に適合した行為こそが「道徳的法則」にかなつた行為だとケネーは言うが、それは前提としての「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」に合致した行為ということにほかならない。「ケネーは常に、有益であるものから正当であるものを推論する」⁽⁶⁾ といわれるように、そこにはケネーの自然法思想における一種の功利主義的循環論をうかがうことができる。結局のところ、『シナの専制主義』において、「社会秩序の自然的法則は、人間の生活資料 (*la subsistence*)、生存 (*la conservation*) および便益 (*la commodité*) にとって必要な財産の永續的再生産の物理的法則自体である」⁽⁷⁾ とされているように、ケネーの自然法はすでにみた農業を源泉とする富の再生産過程を「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」として位置づけ、それをオーソライズする役割を当初から期待されているのである。当時の自然法思想の多くがその主体の抱く社会構想をオーソライズするイデオロギーとして機能したように、ケネーの自然法もまたそのような機能を期待されているのである。ケネーはこの自然法を、「神によって定められた最高法」(*lois souveraines*)、⁽⁸⁾ 「不変的で拒否しえない可能なかぎり最良の法」、⁽⁹⁾ 「最も完全な統治の基礎」、⁽¹⁰⁾ 「あらゆる実定法の根本をなす規範」といった表現で強調しているが、それらの誇調表現に期待されているのはいずれも右の機能にほかならない。

次に、この自然法との関係で実定法が位置づけられているのであるが、この実定法もまた右の功利主義的循環論の中にくみこまれていることがわかる。というのも、ケネーにとって実定法は、「行政・統治の秩序を定め、社会の防衛を保障し、自然法を整然と遵守せしめ、国民のなかに導入された風習および慣行を改良しあるいは維持し、種々の状態に応じて国民の個人的諸権利を規律し、世論や礼節の不確実さに起因する疑問がある場合に実定的秩序を確定し、配分的正義の確立をはかるために主権者 (*une autorité souveraine*) によって制定された真正な規範である」⁽¹¹⁾ が、結局のところ、この「実定法は、人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序に関する管理の法」(*lois de manutention relatives à l'ordre naturel évidemment le plus avantageux au genre humain*) として要約されているから

である。このように、ケネーにとって自然法も実定法もともに農業を源泉とする富の再生産過程を「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」として位置づける発想に由来する。

本稿にとって重要なのは特にケネーの自然権論であるが、実のところ、これもまた右の発想に基礎づけられているのである。ケネーは自然権を定義して次のように言う。「人間の自然権(DROIT NATUREL)は、人間がその享有に適した物に対してもつ権利である⁽¹¹⁾。」この場合、ケネーは万物に対する人間の権利を考えているわけではない。「万物に対する人間の権利ということは、観念的なものでしかない⁽¹²⁾」からである。「各人の自然権は、実際においては、各人が労働によって獲得する部分に限られる⁽¹³⁾」。このようなケネーの所有権論が次のようなロックの『市民政府論』第二論文で展開されている見解に呼応するものであることは明らかであり、よく指摘されるところでもある⁽¹⁴⁾。

「たとえ地とすべての下級の被造物が万人の共有のものであっても、しかも人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有しないものである。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるといつてよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、彼が自分の労働を混えたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに附加えたのであつて、このようにしてそれは彼の所有となるのである。それは彼によって自然がそれを置いた共有の状態から取り出されたから、彼のこの労働によって、他の人々の共有の権利を排斥するなものがそれに附加されたのである。この労働は、その労働をなしたものの所有であることは疑いをいれないから、彼のみが、己の労働のひとつだけ加えられたものに対して、権利をもつのである。少なくともほかに他人の共有のものとして、十分だけが、また同じようによいものが残されているか

ざり、そのようなのである。⁽¹⁵⁾

「以上のことからして、次の点が明瞭になる。すなわち、たとえ自然の事物は共有のものとして与えられていても、人間は、自分の主人であり、自分自身の一身およびその活動すなわち労働の所有者であるが故に、依然として自分自身のうちに所有権の大きな基礎をもっていたということ、そうして彼が自分の存在の維持ないし慰安に用いたものの大部分をなすものは、究明および技術が生活の利便を改良するようになって以来は、完全に彼個人のものであり、決して他人と共有ではなかったということ、これである。」

ここに明らかなように、ロックの所有権論は「身体の所有」——「労働の所有」——「物的所有」という構造をとっている。ケネーの自然権論——所有権論をこのロックの所有権論と対比してみた場合、ロックからケネーへの影響は明らかである。ただ、『自然権』におけるケネーの論述は必ずしも充分なものではないので、ここではそれを補充するために、ケネーの弟子メルシエ・ドゥ・ラ・リヴィエール(Mercier de la Riviere, 1720—1793 ou 1794) の『政治社会の自然的・本質的秩序』(L'Ordre Naturel et Essentiel des Sociétés Politiques, 1767) の中に若干の詳しい説明を採ってみよう。

メルシエによれば、「人間の本性的感情は「享有への愛」(L'Amour des jussances)と「苦痛の嫌悪」(L'aversion de la douleur)であり、これらは「人類にとっての二大原動力(Les deux grands ressorts de l'humanité)」である。⁽¹⁶⁾これらの感情は労働を通じて充足される」とから、「その労働の成果の平穏な所有を確保する全ての手段を保持しつるように……、つまり社会に生活するように自ずと人間をしむける欲求が生ずる⁽¹⁷⁾」。したがって、各人がその身体の所有者であり、その労働によって取得された事物の所有者であるのは当然のことである。

ある。「この最初の権利(所有権)は絶対的な正義の根本法(*la première loi du juste absolu*)である」⁽²⁰⁾。それゆえ、他者の身体および所有権を恣意的に侵害することは許されない。「われわれはそのような明らかな無秩序を予防し、妨げるためにのみ社会に結合しているのである。この無秩序は、その絶対的な必要性と正義とがわれわれにとって明白である権利を無に帰せしめるものである」⁽²¹⁾。かくして、メルシエにとって、所有権の保障こそが政治社会の自然的・本質的秩序の基礎となるのである⁽²²⁾。

メルシエのこのような展開は、すでにみたロックの所有権論と同一の権造を有するものであるが、さらにそれはケネーの次の一節に明確に呼応する。「不動産および動産の所有権は、それらの正当な所有者に確保されなければならない。なぜなら、所有権の安全は社会、経済的秩序の本質的な基礎だからである」(『農業王国の経済統治』⁽²³⁾)。「一般準則準則第四・傍点引用者」。以上から明らかなように、「身体の所有」——「労働の所有」——「物的所有」という論理展開のもとで捉えられたケネーの自然権Ⅱ所有権も、自然法や実定法がそうであったように「社会の経済的秩序」Ⅱ「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」を前提として提示されているのである。

ところで、この所有権について注目しなければならないのは、フィジオクラートが、第一に、所有権の帰結として自由の観念を捉えていることであり、第二に、所有権行使の結果としての社会的不平等を正当なものとして位置づけていることである。第一点についてメルシエは次のように述べている。「ここでは、社会的自由は当然のこととして所有権に含まれているものと考えてもらいたい。所有権

は享有する権利(*le droit de jouir*)以外のものではない。ところで、享有する権利を享有する自由から分離して考えることは明らかに不可能である。また、その自由はその権利なしには存在しえない。……かくして、所有権を攻撃すること、それは自由を攻撃することであり、われわれが自ら制定せんとする実定法の中に明白に見出すにちがいないものである。これらのものこそ、われわれがこれらの(実定法)本質的かつ始原的理性(*LA RAISON ESSENTIELLE ET PRIMITIVE*)と呼ぶべきものである」⁽²⁴⁾「フィジオクラートにとつて、この所有権に基礎づけられた自由こそ「産業の真の基礎」なのである」⁽²⁵⁾。

第二点について、ケネーは次のように考えている。自然状態においては、人間はその労働によってのみ必要とする物に対して自然権を有するにすぎないのだが、「肉体的・知的能力と、特に各人のその他の諸手段を考えてみるならば、なおそこには人間の自然権の享有に関して大きな不平等が見出されるであろう。この不平等は、その根源においては正義でもなければ不正義でもない。それは自然の諸法則の結合から生ずるものである」⁽²⁶⁾。したがって、各人はその能力を行使できるという権利においては平等であっても、肉体的・知的能力の差異に伴う生産力の不平等は否定しがたい自然法則⁽²⁷⁾である。

以上のことから明らかなように、フィジオクラートの人権思想においては、自然権としての所有権と自由の観念が一体関係をなすも

のとして捉えられ、肉体的・知的能力の差異に起因する財産と生活状態の不平等は自然法則の結合の結果と見なされているのであって、この意味において、平等の観念は所有権および自由の観念の背後に押しやられているのである。

註

- (1) 坂田太郎「フランソワ・ケネー——『自然権論』を中心として——」一編論叢五三巻四号三八九頁以下、高橋誠「フランソワ・ケネーの政治経済学への道」一編論叢五五巻二号二九八頁以下、平田清明・前掲三二〇二頁以下、木崎喜代治・前掲書一〇八頁以下参照。
- (2) *Œuvres*, pp. 374-5. 訳第三卷七七頁。なお、『シナの専制主義』における自然法の定義については *Œuvres*, p. 637. 勝谷在登訳『支那論』(一九四〇年)一五二頁参照。
- (3) 『自然権』では l'ordre naturel et l'ordre physique という別の表現が用いられているが、『シナの専制主義』では両表現が l'ordre naturel に統一されている。*Œuvres*, p. 637.
- (4) *Œuvres*, p. 641. 勝谷在登訳『支那論』一六〇頁。但し、訳文は必ずしもこれに従ってゐない。以下同じ。
- (5) 木崎喜代治・前掲書二二二頁。
- (6) G. Hasbach, *Les fondements philosophiques de l'économie politique de Quesnay et de Smith. Revue d'économie politique*, t. VII, 1893, p. 764.
- (7) *Œuvres*, p. 642. 『支那論』一六一頁。
- (8) *Œuvres*, p. 375. 訳第三卷七七頁。
- (9) *Œuvres*, p. 375. 訳第三卷七八頁。
- (10) *Œuvres*, p. 375. 訳第三卷七十七頁。
- (11) *Œuvres*, p. 359. 訳第三卷五三頁。
- (12) *Œuvres*, p. 367. 訳第三卷六五頁。「万物に対する各人の権利は、空中を飛行するすべての羽虫に対する各々の燕の権利に似ているのであって、実際ににおいては、それは、燕がその労働すなわち欲求にかりたてられた探索に よつて捕えることのできる羽虫に限られているのである。」(*Œuvres*, pp. 366-7. 訳第三卷六五頁)。
- (13) *Œuvres*, p. 366. 訳第三卷六五頁。
- (14) 坂田太郎・前掲論文二三頁。
- (15) J. Locke, *Two Treatises of Civil Government*, Everyman's Library, 1962, p. 130. 鶴岡信成訳『市民政府論』(岩波文庫)三三二—三三三頁。
- (16) *Ibid.*, p. 138. 同右四九—五〇頁。
- (17) 本稿では、メルヘン・エドゥアール・ラヴィエールの『政治社会の自然的・本質的秩序』に於いては、これを収録した(但し全部ではない)作品 Eugène Daire, *Collection des Principaux Economistes*, Tome 2, *Physiocrates. Quesnay, Dupont de Nemours, Mercier de la Rivière, L'Abbé Baudouin, Le Trosne*, Réimpression de l'Édition 1846, OSNABRÜCK OTTO ZEL-LEHR, 1966. 以下「*Physiocrates*」と表記する。
- (18) *Physiocrates*, p. 634.
- (19) *Physiocrates*, p. 609.
- (20) (21) *Physiocrates*, p. 613.
- (22) *Physiocrates*, p. 614. 「所有権、自由および安全を保障する社会制度の 総体は、メルヘン・エドゥアール・ラヴィエールが政治社会の本質的秩序と呼ん でゐる『*Physiocrates*』」Paul Janet, *Histoire de la Science Politique*, 5^{ed.}, t. 2, Paris, 1913, p. 642.
- (23) *Œuvres*, p. 331. 訳第三卷五頁。
- (24) *Physiocrates*, p. 615.
- (25) Cf. Henri Sée, *L'Évolution de la Pensée Politique en France au XVIII^e Siècle*, Réimpression de l'édition de Paris, 1925, GENÈVE 1978, p. 205.
- (26) *Œuvres*, p. 368. 訳第三卷六七頁。
- (27) cf. Henri Sée, *op. cit.*, p. 202.

(三) 合法的専制主義

右にみてきたように、ケネーの自然法・実定法および自然権の理論は、「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」を前提として構成されていた。ここでは、このこととの関連を考慮しつつ、ケネーの国家論すなわち主権論およびそれに基づく統治機構論を見てみよう。

結論を先取りしていえば、『自然権』においてケネーが強調するのは後見的権力 (*autorité tutélaire*) と実定法によって統治される政治社会である。すなわち、ケネーによれば、人間が絶対的権力の支配に服さず、したがって実定法がまだ存在しないような群居の状態 (*l'état de multitude*) にある場合には、彼らは砂漠の未開の蛮人に等しい。なぜなら、彼らは所有権を保障する後見的権力がないために、農業によっても牧畜によっても富を獲得しえないからである。⁽¹⁾ 「法律および後見的権力が、所有権と自由とを保障しないような場合には有益な政府も社会も全く存在せず、ただ政府の見かけをした独裁と無政府状態が存在するにすぎない」⁽²⁾。これとは逆に、人間が実定法と後見的権力の保護のもとにある場合には、彼らの所有者としての実力は発揮され、自然権は拡張されるのである。ここにいう実定法は、すでにみたように「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序に関する管理の法」であり、主権者によって制定されるものである。「各人の自然権は、社会に結合した人間にとって最も有利な秩序を構成するところの可能なかぎり善良な諸法律が確実に遵守

されるのに比例して拡張される」⁽⁴⁾。

したがって、主権者はこの「自然的秩序」を規律する自然法について明確な認識を有していなければならない。「帝国の平穏と繁栄とを恒常的に保障しうるものは、これらの最高法の認識以外にはない」⁽⁵⁾。この認識を可能にするものは何か。それは「自然法の研究によってきたえられ、拡充され、完成された理性」⁽⁶⁾ にほかならない。「自然法の発現過程 (*la marche des lois naturelles*) が明確に認識されるほどまでに啓蒙され、導かれ、到達した理性は、できるだけ善良な統治に必要な規準となる。そこではこの最高法の遵守が人々の生存や後見的権力の維持に必要な富を十分に増加させるのであり、その後見的権力の保護が社会に結合した人々に対して、彼等自身の富の所有権と身体の安全を保障するのである」⁽⁷⁾。

それでは、右にみた後見的権力と実定法によって統治される政治社会はいかにあるべきか。換言すれば、ケネーはいかなる政治形態を考えているのか。『シナの専制主義』においては、①恣意的専制君主制 (*despote arbitraire*)、②貴族制、③君主制であると同時に貴族制的な (*monarchique et aristocratique*) な混合政体、④民主制、⑤君主制的・貴族制のおよび民主制的な (*monarchique, aristocratique et démocratique*) 混合政体はいずれも拒否されている⁽⁸⁾。したがって、ケネーの志向する政治形態は恣意的でない君主制にはかならない。『農業王国の経済統治の一般準則』では、次のような第一準則が掲げられている。

「主権は単一で、社会のすべての個人に対し、また私的利益 (*intérêts particuliers*) を求めんとするすべての企てに対して優越的であ

るべきである。なぜなら、支配と服従の目的は万人の安全と万人の合法的な利益にあるからである。統治における権力均衡の制度(「le système des contreforces」)は強者間の不和と弱者の抑圧しかもたらさない致命的な見解である。社会が種々の市民の身分にわかれていて、その一部の者が他の者に対して主権を行使することは、国民の一般的利益を破壊し、市民の種々の階級の間に私的利益をめぐる紛争をもたらす。かくして、このような分裂は、すべての利益を一つの主要目的に結合すべきであるところの、つまり国家と全ての市民の全ての富の源泉である農業の繁栄に結合すべきであるところの農業王国の統治の秩序を転倒させることであろう。⁽⁹⁾

また、『シナの専制主義』では次のように説かれている。

「この権力はその決定とその行動において単一で不可分のものではないなければならないし、ただ一人で行政権を有し、全ての市民をして法律を遵守せしめ、万人に対する万人の権利、強者に対する弱者の権利を保障し、不正な企ておよび王国の内外の敵の篡奪と抑圧を予見し抑制する力を有した一人の首長に結合されなければならない。国家の種々の階級の間で分有される権力は、濫用され一致点を見ることのない権力となるであろう。そのような権力は、過誤を抑止し、私的利益を一般的な秩序および安寧へと協同せしめる首長も結合点も有しないであろう。⁽¹⁰⁾」

ここに明らかのように、ケネーは唯一絶対の主権者＝君主の権力に匹敵する他の権力の存在を認めない。その点では、三権力の抑制と均衡という通常の意味での権力分立論は否認される。⁽¹¹⁾しかし、そうかといってケネーの君主制論は当時の絶対王制＝恣意的・専制的

君主制をオーソライズするためのものではなく、いわゆる啓蒙的専制君主論である。メルシエの論述をも考慮にいれて、今少し詳しく、この点についてみてみよう。

ケネーの考えを受けてメルシエは次のように言う。「かくして、基力行為や明白な不正行為に対する保障として、諸君は、社会の全ての物理的力によって武装した一つの後見的権力を有する⁽¹²⁾」。この後見的権力は世襲的な「単一の主権者」に委ねなければならず、その公権力は分割することはできない。⁽¹³⁾公権力の内容をなすものは立法権と執行権であるが、立法権はすでにみてきたような「人類にとつて明らかに最も有利な自然的秩序」の法たる自然法を、理性を通じて把握し宣言する権力であつて、「決して新たな法律を創る権力ではない」⁽¹⁴⁾。ケネーにあつては、この立法作業は具体的には「立法院」

(le conseil du législateur) と、そこで宣明された「法律を審査する裁判所」(les tribunaux qui vérifient les lois) によつて担当される。⁽¹⁵⁾メルシエによれば、立法権は「すでに神自身によつて創られている法を公示すること、そしてそれらの法に、主権者が唯一の把持者である強制力の公印(see)を押すことに限られる」⁽¹⁶⁾。このような立法権を前提として、先にみた「全ての市民をして法律を遵守せしめ、万人に対する万人の権利、強者に対する弱者の権利を保障し、不正な企ておよび王国の内外の敵の篡奪と抑圧を予見し抑制する力」としての執行権が捉えられているのである。このようなフィジオクラートの考えについて、H・セー(H・See)は次のように述べている。「フィジオクラートが考えているような絶対主義は、一八世紀に存在するような君主制とは根本的に異なっている。事実、彼ら

は、公権力、全ての権力は国民の世論にのみ基づくべきだと宣言している。……それゆえ、世論が啓蒙されること、したがって思想が自由であり、全ての意見が認められることが必要である」¹⁸。

このことは、右にみた後見的権力の濫用の危険性に対するフィジオクラートの見解にもうかがえる。メルシエは言う。「単一の首長の側の権力の濫用に関する全ての不安を鎮めるためには、主権者に対して、所有権を保護することの明白な必要性に注意を向けさせるだけで充分である。というのも、彼は社会の全ての物理的力をもその手中に把持していることによってしか主権者ではないのだから」¹⁹。要するに、主権者には「所有権を特徴づけ、その全ての自然的かつ始原的範囲においてその所有権を維持すべき絶対的義務」²⁰が課せられているというのである。メルシエは、この義務を根拠づけているものを「絶対的必要と正義に関する明証」(L'évidence de la nécessité et de la justice absolues)と呼んでいるが、要するに、フィジオクラートにとっては所有権保障が絶対命題なのである。すなわち、主権者の権力といえども、それ自体が租税制度によって支えられ、またその租税制度が所有権保障の上に成り立つものである以上、この絶対命題を無視することはできないというわけである。

フィジオクラートによれば、人間は生来的に一つの専制的権力のもとに生きるべく運命づけられている。彼らはそれを「《明証の》専制的権力」(l'autorité despotique de l'«évidence»)と呼んでいるが、それは右にみてきたことから明らかなように、恣意的専制主義 (le despotisme arbitraire) を許容するものでは決してない。それは、「恣意を絶対的に避け、主権者においては行政官たちにおいて

そうであるように、正義の執行を混乱させるような権力の濫用を不可能にする」²²と「合法的専制主義」(le despotisme légal) である。

フィジオクラートの「明証の専制主義」もしくは「合法的専制主義」が「恣意的専制主義」に転化しないという保障が充満であるのか、換言すれば、彼らのいう「絶対的必要と正義に関する明証」がどの程度の説得力を有するものであるかはなお疑問である。しかし、H・セーが言いつよに、「フィジオクラートが絶対主義もしくは特に啓蒙的専制主義に対する彼らの偏好を正当化しようと考えているこの理論によってのみ、彼らは、他の全ての体制によるよりも、彼らにとって大切であると思われる経済的改革を実現することが可能であるように思ったのである」²³。この経済改革は、農民を拘束する領主制の廃止と経済活動に対する諸制約の撤廃を目指すものであったが、そのことによって、フィジオクラートは絶対王制末期の恣意的専制的支配から諸個人を解放しようとしたのであり、右にみてきた所有権の保障とそれに基づく市民的自由とりわけ経済活動の自由の保障を求めたのである。その意味では、彼らフィジオクラートは、基本的には個人主義的発想に立ち、一八世紀末の絶対王制下の政治的・社会的現実との緊張関係を意識していたといえよう。しかし、彼らの発想が全人民の解放を志向するものであったか、という点ではやはり疑問が残る。この点では、H・セーやJ・ゴドショ(J. Godschot)の次のような指摘に耳を傾けざるをえない。

「しかし、彼らが取り組んでいるのは平等主義の国家ではない。彼らが称えている社会改革は、特に経済的發展と富の生産を目的と

する。かくして、ケネーは『最下層階級の市民の生活のゆとりが減じられないこと』を要求する。なぜであろうか。それは、もしこれらの階級がこの上なく悲惨であったならば、『彼らは、国内においてのみ消費される商品の消費に充分に貢献できず、そうなれば、国民の再生産収入を減ずることになるからである。』フィジオクラートが個人の解放のために意思表示しているとしても、彼らは特に所有者・資本家としての個人のことを考えているのだということをお忘れはならない。彼らは、その生産者としての経済的役割を通してしか社会階級を考えない。……一言でいえば、フィジオクラートは富の配分ということよりも富の生産ということに専念したのである。経済的・社会的問題に関しては、彼らは自由主義者ではあっても平等主義者ではない。(24) (H・セー)

「かの所有権の概念は全ての社会的不平等を神聖化するものであったが、それは、フィジオクラートをして、平等の名において抗議せんとしている人々から所有権と自由を擁護することができるといふような強力な権力をまとった政治体制を構想せしむべく導いた。」(25) (J・ゴドショ)

このような評価を踏まえていえば、自然法論および自然権論所有権論に基礎づけられたケネーの自由主義は、国家権力の制限を前提として特殊利益 (Interêts particuliers) と共同利益 (Interêt général) の予定調和を期するといった性格の自由主義では決してない。「弱い国家の理論はケネーの理論ではない」といわれるように、彼の国家論は階級的性格の極めて鮮明なものであった。

註

- (1) *Œuvres*, p. 372. 訳第三卷七四頁。
- (2) *Œuvres*, p. 374. 訳第三卷七六頁。
- (3) *Œuvres*, p. 373. 訳第三卷七五頁。
- (4) *Œuvres*, p. 377. 訳第三卷八〇頁。
- (5) (9) *Œuvres*, p. 376. 訳第三卷七九頁。
- (7) *Œuvres*, p. 377. 訳第三卷八〇頁。
- (8) *Œuvres*, p. 638 et s. 『支那論』一五四—一五頁。
- (6) *Œuvres*, pp. 329—331. 訳第三卷三〇—一頁。
- (10) *Œuvres*, pp. 638—639. 『支那論』一五五—一六頁。
- (11) 松平吉光・前掲論文は、権力分立論を「併立的権力分立論」と「階層的権力分立論」に分け、後者に属するものとしてフィジオクラートの理論を分析している。なお、平田清明・前掲書一二六頁以下参照。
- (12) *Physiocrates*, p. 623.
- (13) *Physiocrates*, p. 624.
- (14) *Physiocrates*, p. 628.
- (15) *Œuvres*, p. 640. 『支那論』一五九頁。
- (16) *Physiocrates*, p. 628.
- (17) 『シナの専制主義』の別の箇所では、執行権は、「外国からの攻撃に対する社会の防衛を保障し、国内の秩序を維持し、悪人の犯罪を防止し、処罰するため、充分に強力で、一人の首長によって指導される力」と説明されている。
- Œuvres*, p. 650. 『支那論』一七六頁。
- (18) Henri Sée, *op. cit.*, p. 211.
- (19) (20) (21) *Physiocrates*, p. 624.
- (22) Henri Sée, *op. cit.*, p. 211.
- (23) *Ibid.*, p. 212.
- (24) *Ibid.*, pp. 213—214.
- (25) Jacques Godechot, *op. cit.*, p. 13.

(26) H. Truchy, *Le libéralisme économique dans les œuvres de Quesnay, Revue d'économie politique*, Tome XIII, 1899, p. 953.

二 シュエイエスの憲法思想

(一) 憲法制定国民議会

本稿冒頭でふれたように、フランス革命は貴族の革命によって開始されるが、その段階において連帯関係にあった貴族と第三身分＝ブルジョワジーは、一七九八年の全身分会議 (États généraux) 開会をめぐって対立関係に入る。というのも、もともと両者の連帯関係は、王権の専制に抗するという一点でのみ形成されたものであって、その連帯関係の背後には異質の利害関係が存するからである。マチエの表現をかりていえば、「まもなくアリストクラットと呼ばれるであろう貴族たちは、王国の改革を、封建制の慣習への回帰という形でしか理解しなかった」のに対し、ブルジョワジーは「わるい過去の遺物の急進的な廃棄を欲した」のであり、その要求の内容は、「身分上、裁判上および租税上の平等、基本的な自由、代議政治」などであった。⁽¹⁾

この対立関係は全身分会議の開催形式をめぐって具体化し、多くの曲折が現われる。しかし、第三身分は国民議会 (Assemblée nationale) の成立を宣言し、憲法制定に至るまでは情勢に応じていかなる場所でも会議を行い、決して解散しないという「テニス・コート」の誓い」を明らかにする。これを契機として特権身分内部に亀裂

が生じ、下級の聖職者や自由主義的貴族の国民議会への合流現象が現われる。⁽²⁾ 七月七日、憲法制定国民議会 (Assemblée nationale constituante) が宣言される。

ところで、全身分会議に対してはすでに憲法および人権宣言を求める請願書 (Cahiers) が各地から提出されており、国民議会は⁽²⁾ その作業にとりかかる。憲法問題調整委員会 (La comité chargé de la distribution des matières sur l'objet de la constitution) Ⅲ〇人委員会が設置され、憲法制定に関する基本方針が議論される。ムニエ (J. Mounier) はこの委員会を代表して憲法制定作業に関する基本方針の報告書 (Le rapport de comité chargé préparer le travail de la constitution) を議会で朗読しているが、その内容は概ね次のとおりである。

①憲法とは何か——「憲法は統治 (gouvernement) の確定的で恒常的な形態」もしくは「その統治を構成する種々の権力の権限および義務の表明」である。「統治方法が明白に表明された人民の意思に由来していない場合には、憲法は存在しない」。「われわれは憲法を有していない。なぜなら、全ての権力が混同され、いかなる限界も画されていないからである」。それゆえ、「国王の権威の確立は、疑いもなく、憲法を創るだけでは充分ではない。というのも、その権威がいかなる限界も伴わないとすれば、それは必ずや恣意的なものとなるからである」。「それゆえ、君主の諸権利と国民の諸権利を明確に規定する憲法は、国王にとってもわが国民にとっても有益である」⁽³⁾。

②社会の目的と憲法・人権宣言——「あらゆる社会の目的は一般的

幸福 (le bonheur général) であるので、この目的から遠ざかっているかも知しくはその目的に反する統治は本質的に邪悪である。憲法が善良なものであるためには、その憲法は人間の諸権利にもとづかなばならないし、それらの権利を明白に保護しなければならぬ。……それゆえ、憲法を準備するためには、自然的正義が全ての個人に認めている諸権利を認識しなければならぬし、あらゆる社会の基礎を構成すべき諸原理を想起しなければならぬ……。現代の大多数の理論家はこれらの諸原理の声明を権利宣言と呼んでいる。「委員会は、われわれの憲法の目的を想起させるために、人権宣言を憲法に先行させること、しかもそれを憲法前文の形で憲法諸条文の前に置き、分離しないことが適切であると考えた」。「全ての社会において人々が享受すべき諸権利の宣言のあと、真の君主制を構成する諸原理について、そして次にフランス人民の諸権利について審議される」。

このような基本方針にもとづいて憲法案を起草すべく、七月一日、憲法委員会 (la comité de constitution) が設置され、同委員会の委託を受けてシェイエス、シャンピオン・ドゥ・シセ (Champion de Cice)、クレルモン・トネール (le comte de Clermont-Tonnerre)、ムニエが草案を提出する。ここではシェイエスの人権宣言草案を素材として彼の憲法思想をみてみよう。

註

(1) Albert Mathiez, *op. cit.*, t. I, p. 65. 前掲訳(上) 六九頁。

(2) たゞとは「パリ市第三身分の請願書」(Cahier du tiers-état de la ville de Paris) は「憲法」「財政」「農業・商業・裁判」「宗教・聖職者・教育・

施原院習俗」「立法」「パリ市における特殊問題」に関する詳細なものであるが、その前半部には次のような「権利宣言」(Déclaration des droits) が置かれている。

「あらゆる政治社会において、あらゆる人間は権利において平等である。国民の権利は次の原理に基づいて確立され、宣言される。あらゆる権力は国民に由来し、国民の幸福のためにしか行使されえない。一般意思 (la volonté générale) は法律となる。公権力はその執行を保障する。国民だけが国への献納金 (le subside) を賦課することができる。すなわち、国民はその額を決定し、その期間を限定し、その割当をなし、その使途を指定し、その報告を求め、その公表を要求する権利を有する。法律は各市民にその財産の所有とその身体の安全とを保障するためにしか存在しない。あらゆる所有は不可侵である。いかなる市民も合法的な裁判によつてしか逮捕されないし、罰せられもしない。いかなる市民も、また軍人も、審判なしに免職されえない。あらゆる市民は全ての財産、所有、尊厳を認められるべき権利を有する。各人の自然的・市民的・宗教的自由、その人身の安全、法律以外の権威からの絶対的独立は、それらのものが公共の秩序を乱さぬかぎり、そして他者の権利を侵害しないかぎり、その意見、その言論、その表現、その行動に関するいかなる訴追をも排除する。国民の権利の宣言の結果、われわれの代表者たちは、人身的隷属状態の無償廃止、所有者への補償を伴った物質的隷属状態の廃止、強制された兵役、全ての法外な手数料の廃止、郵便物における検閲の廃止、全ての排他的な特権の廃止——さもなければ、それらはその発明者にとつて限られた期間しか認められない——を明白に要求するであらう。これらの原理に基づいて、出版の自由は著者がその草稿に署名し、印刷者がその草稿に承諾し、相手が出版後のことに責任を負うという条件のもとで、認められねばならない。これらの自然的・市民的かつ政治的な権利の宣言は、全身分会議において決定され、フランス国民の憲章およびフランス政治の基礎となるであらう。」Archives Parlementaires, 1^{re} série, t. v, pp. 281—282.

(c) *Archives Parlementaires*, 1^{er} série, t. VIII, p. 214.

(4) *Ibid.*, p. 216.

(5) 別名「八人委員会」——構成員は Mounier, de Talleyrand-Périgord, l'abbé Sieyès, le comte de Clermont-Tonnerre, le comte de Lally-Tollendal, Champion de Cicé, Chapelier, Bergasse である。*Ibid.*, p. 322.

(二) 人権宣言草案

「シェイエスの精神はフランス革命の精神そのものである⁽¹⁾といわれるように、彼は国民議会の指導者として革命の舞台に登場し、一七八九年の人権宣言に多大の影響を与える⁽²⁾。すでにみたごとく、国民議会の成立は第三身分の優位性を示すものであった。第三身分は、当初、王権との関係において貴族階級と連帯関係にあったが、次第にその独自性を明確にしてゆく。しかし、それと同時に、その第三身分の内に種々の利害対立が生じてきていることも看過すべきではない。というのも、一口に第三身分といえども、それを構成するのはブルジョワジー、プチ・ブルジョワジー、農民、都市労働者等多様であり、二分化していえば、第三身分はその内部に「第四身分」と呼ばれる社会の底辺層を含んでおり、革命の進展にともなって両者の利害対立が顕在化してくるからである。

このような状況下でシェイエスは『第三身分とは何か』(*Qu'est-ce que le tiers état?* 1789) を発表し、第三身分を革命へとかりたてる。シェイエスによれば、国民が存続し繁栄するために必要なものは、個人的労働 (*travaux particuliers*) および公職 (*fonctions publiques*) である。その個人的労働とは、農耕、工業、商人と問屋

一八世紀フランス憲法思想の潮流(堀安次)

(*les marchands et les négocians*)、学問的労働、自由業、家内労働 (*services domestiques*) であり、公職とは、軍事職 (*l'Épée*)、司法職 (*la Robe*)、聖職 (*l'Église*) および行政職 (*l'Administration*) であるが、シェイエスはこれらの労働の圧倒的部分を第三身分が担っていることを指摘し、次のように言う。「したがって、第三身分は、全国民を形成するのに必要な全てのものを自らの内に持っている」と誰が言えるであろうか。第三身分は強力で頑健な人間であるが、その一本の腕はまだ鎖につながれている。特権身分が除去されれば国民はより小さな何ものかではなく、より大きな何ものかになる。だから、第三身分とは何か。すべてである。しかし、束縛され抑圧されたすべてである。特権身分がなければ、第三身分は何ものになるであろうか。すべてである。しかも自由で生氣あふれたすべてである。この身分がなくては何事もうまくゆかない。他の身分がなければ万事が限りなく一層うまくゆく⁽³⁾。こうして、シェイエスは「第三身分は国民全体である⁽⁴⁾」と宣言する。

しかし、「国民全体である」とした第三身分の内には種々の利害対立が存在する。シェイエスはこの利害対立を見抜いている。第三身分のうちのいかなる階層に身を置くべきか。それがシェイエスの基本的問題となる。彼の立場は、その人権宣言草案「人および市民の権利の承認および理論的説明」(*Reconnaissance et exposition raisonnée des droits de l'homme et du citoyen*, 1789, 7-20-21)⁽⁵⁾ に示されている。この宣言は理論的体系的な前文と三二箇条から成り立っている。以下、彼の憲法思想を考察してみよう。

一言でいえば、彼の憲法思想ととりわけ人権思想は、自由・平等・

所有権という基本的人権の基礎的觀念の把握の仕方にて特色を有し、典型的なブルジョワの性格を示している。

まず、所有権に関する説明からみてみよう。⁽⁶⁾ シュエイエスによれば、人間はその本性上欲求 (besoins) に服するが、それと同時にそれを充足する手段 (moyens) をも有する。人間の目的は福利 (le bien-être) であり、その道徳的および肉体的能力 (facultés morales et physiques) はその目的達成のための個人の手段である。人間はいかにしてこの手段を自然に対して行使するのか。それは労働 (travail) を通じてである。人間は自らの労働によって自らを害するものを避け、防止し、自然と闘いさえる。人間はその労働によって無限に進歩し、自然のあらゆる力を次第に自らの欲求に服せしめる。⁽⁷⁾ ところで、人間はその身体の所有者である (homme est propriétaire de sa personne) が、その「身体の所有」(la propriété de sa personne) は諸権利のうち第一義的なものである。この始原的権利から「行動の所有」と「労働の所有」(la propriété des actions et celle du travail) が生ずる。というのも、労働は各人の諸能力の有効な利用にほかならないからである。外的対象物の所有もしくは「物的所有」(la propriété réelle) はこの「行動の所有」と「労働の所有」の帰結であるから、それはとりもなおさず「身体の所有の拡大されたもの」にほかならない。人間は誰にも属さない対象物を、それを變形し自己の利用に供せんとする労働を通じて自らのものとするのである。その対象物は自己の排他的な所有物 (propriété exclusive) となるのである。社会はこれに対いつ一般的協約 (une convention générale) を通じて一種の法的承認 (consécration légale) を与え、

言葉の完全な意味での所有権とするのである。土地所有 (Les propriétés territoriales) は物的所有のうちで最も重要な部分である。⁽⁸⁾ このようなシュエイエスの所有権論がすでにみてきたケネー等のそれと同一の論理構造をなすものであることについては、あらためて説明するまでもないであろう。

次に、自由に関するシュエイエスの見解を見てみよう。シュエイエスは言う。「その身体の所有権の行使およびその物的所有権の利用において何ら心配しなくてもよいという保障を有している者がそれが自由である」。⁽⁹⁾ この自由のコロラリーとして居住、移転、思想、言論、著作、印刷、労働、生産、保存、輸送、交換、消費等の諸権利が掲げられているが、結局のところ、シュエイエスの自由の觀念は所有権保障の帰結として位置づけられているのである。それは、すでにみてきたように、フィジオクラートが捉えていた所有権と自由との関係にほかならない。

右にみたように、シュエイエスは「身体の所有」を第一義的な自然権として位置づけ、そこから「行動の所有」と「労働の所有」を導き、それらの効果として「物的所有」——そのうち最も重要なのは「土地所有」である——を考え、これら一連の所有を保障されることが「自由」であるとするのである。かくして、「市民の自由、所有および安全は、「一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない」というシュエイエス草案第九条の規定は、右の論理の当然の帰結であるといえよう。

それでは人権の今ひとつの基礎的觀念である平等についてはどのように考えているのであろうか。シュエイエスの言うところを聴いて

みよう。各人がその身体の所有者であることは先にみたところであるが、その身体には欲求充足のための諸手段が備わっている。しかも、「人々の間に手段をめぐる大きな不平等が存することは真実である」⁽¹¹⁾。人間には知能(intelligence)・労働(travail)・生産(product)・消費(consumation)もしくは享有(juissance)の不平等が存する。それは自然のなせる結果である。しかし、このような不平等が存するとはいえず、各人はその自然的能力を自由に行使しようという「権利の平等」を有するものと考えねばならない。「権利の不平等はありえない」⁽¹²⁾。「人間はその手段すなわち富、精神、力等において平等ではないとしても、そのことは人間がすべて権利において平等ではないということにはならない。法律の前では全ての人間は他者と同価値である。法律はいかなる差別もなく全ての人間を保護する」⁽¹³⁾（第一六条）。

このように、シェイエスの人権思想においては、人間の欲求充足の手段の不平等を前提とした自由の觀念が所有権の保障ということとを背景として前面に押し出され、平等の觀念は社会的な実質的平等を志向するものとしてではなく、「権利における平等」もしくは「法律上の平等」を志向するものとして位置づけられているのである。⁽¹⁴⁾「所有権保障と自由の觀念の不可分関係の強調、平等觀念の形式化・稀薄化、それがシェイエスの人権思想の核心である。したがって、「自らの欲求を充足するのに無力であるようなすべての市民は、その同胞の援助を受ける権利(droit aux secours de ses concitoyens)を有する」⁽¹⁵⁾（第二五条）とはいえず、この規定は今日言うところの「権利としての福祉」を目ざしたのではなく、慈悲的救済の次元にと

どまるものであるといえよう。⁽¹⁶⁾

このように見てみると、「シェイエスは長いあいだ彼らの理論、たとえばケネー、メルシエ・ドゥ・ラ・リヴィエール、ミラボー侯爵、アベ・ボードー等の理論を研究した」といわれるように、彼の人権思想はすでにみてきたフィジョクラートの人権思想にはば対応しているといつて大過ないであろう。否、それはシェイエスの人権論とフィジョクラートの人権論の論理構造の類似性からいいうるだけでなく、革命期の代表的な人物ミラボー(comte de Mirabeau, 1749—91)が国民議会における演説において、次のように明確に指摘するところである。「彼(シェイエス)はその宣言において、全ての政治社会の根本原理を設定している。(中略)全てはかくも高貴な、かくも自由な、かくも実り豊かなこの原理のうちにある。その原理は、私の父とその友人であったケネー氏が三〇年前に確立したものであり、シェイエス氏はおそらく誰よりも巧みにそれを表明したのである。人間の全ての権利、全ての義務はその原理に由来する」⁽¹⁸⁾。

しかし、それは言うまでもなく第三身分のうちのブルジョワジーの立場を表明するものである。すなわち、シェイエスは「第三身分とは何か」において、「第三身分は共同の秩序に属する市民の総体と解すべきである」⁽¹⁹⁾として、第三身分を一体として革命の前面に押し出したものの、すでにその時点で同身分内部に生じつつある階級対立を自覚しつつあり、右の「共同の秩序」をいかに形成すべきかということが彼の次の課題となる。彼の提起した「能動的市民」(citoyen actif)と「受動的市民」(citoyen passif)の区別は、この課題に応えようとするものにはかならない。シェイエスと言う。

「すべての住民は受動的市民の権利(身体の安全・所有権・自由等——引用者注)を有すべきである。……しかし、すべての人が公権力の形成において重要な役割を演ずる権利を有しているのではない。すなわち、すべてが能動的市民であるわけではない⁽²⁰⁾」。婦人、子供、外国人および「公的施設 (établissement public) の維持に何らの貢献もしない人々」は公的事項 (choses publiques) に影響を及ぼす真の能動的市民ではない。「すべての人々は社会の利益を享受することができる。しかし、公的施設に貢献する者だけが大きな社会的企画の真の株主 (les vrais actionnaires) としてある。彼らのみが能動的市民、社会の真の構成員である⁽²¹⁾」。したがって、シエイエスが「政治的権利(droits politiques)の平等は根本的な原理である⁽²²⁾」と述べているとしても、それは「能動的市民」を前提としてのことであるといわねばならない。

このような能動的市民と受動市民の区別は、シエイエスの主権論の変化に対応するものでもある。シエイエスは『第三身分とは何か』においては不完全であるとはいえルソーを劣勢させる人民主権論、普通選挙論および強制委任論を提示しているが、その後、それらの諸理論における民衆的要素を骨抜きして、観念的・抽象的存在としての「国民」を前提としたブルジョワ支配のための国民主権論への移行を明確にしてゆく⁽²³⁾。

右にみてきたようなシエイエスの憲法思想は、一方では絶対王制の封建的拘束からの第三身分の解放を目指しながら、他方では第三身分内部におけるブルジョワジーに対する「第四身分」の実質的従属をもたらさんとするものであったといえよう⁽²⁴⁾。それはすでにみて

きたケネー等フィジオクラートの憲法思想の延長線上に位置するものであった。

註

- (1) Paul Bastid, *Sieyès et sa pensée*, 1970, Hachette, p. 616.
- (2) 澤瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説」(『北大法学論集』一四卷三・四号、一五卷一・二号、一八卷三・四号、楠本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』——その市民革命における位置づけ——」中本社研編『基本人権』3・八七頁以下を照。
- (3) Emmanuel Siyès, *Qui'est-ce que le Tiers état ?*, Edition critique avec introduction et des notes par Roberto Zapperi, Librairie Droz-Genève, p. 124. 大岩誠訳『第三階級とは何か』(岩波文庫)二六頁。但し、訳文は必ずしもこれに従っていない。以下同じ。
- (4) *Ibid.*, p. 121. 訳三三頁。
- (5) *Archives Parlementaires*, 1^{er} série, t. VIII, pp. 256—261.
- (6) 浦田一郎「シエイエスの人権論——労働による所有論を中心に」一橋論叢 七八巻六号二〇頁以下を照。
- (7) *Archives Parlementaires*, t. VIII, p. 256.
- (8) *Ibid.*, pp. 257—8.
- (9) *Ibid.*, p. 258.
- (10) *Ibid.*, p. 260.
- (11) (12) *Ibid.*, p. 257.
- (13) *Ibid.*, p. 261.
- (14) 浦田一郎「前掲論文は、シエイエスにあっては『所有の限界が何ら論じられず、實際上無限潜積が正当化される』と述べている。二二頁。
- (15) *Archives Parlementaires*, t. VIII, p. 261.
- (16) 浦田一郎「前掲論文は、この点につき次のように述べている。『したがって救済を受ける権利を考えると、それは例外の場合ということにな

るのではないであらうか。」三一頁。

- (17) Paul Bastid, *op. cit.*, p. 310.
 (18) *Archives Parlementaires*, t. VIII, p. 453.
 (19) Emmanuel Sieyès, *op. cit.*, p. 128. 註三一頁。
 (20) (21) (22) *Archives Parlementaires*, t. VIII, p. 259.
 (23) 杉原泰雄『国民主権の研究』一八二頁以下参照。なお、浦田一郎「一七八九年におけるシェイエスの主権理論」(一稿研究二三号)は、次のように述べている。「フランス革命期の資本は、革命前には特権身分を例すために、革命への民衆の動員を可能にする主権理論を必要としたが、革命後には民衆に対する優位を確保するために、民衆の政治参加の拒否を可能にする主権理論を要求した。シェイエスはその要求に的確に対応した理論家であり、政治家であった。」(一五頁)

(24) 但し、このような評価の前提として、革命初期におけるシェイエスが教会の特権を擁護していること、そしてその擁護の論理がすべての特権身分の経済的利益の擁護にもつながるものであり、その意味で「彼は、絶対王政下の経済的利益を、特権としてではなく、所有権としてとらえなおそうとしているのである」ということ、「革命初期において(シェイエスの——引用者)所有権論は、『法律革命』の観念の中核として、アンシャン・レジーム下の経済的利益と近代的な権利を結ぶ働きをする」ということを押えておかなばならない。浦田一郎「革命初期シェイエスの憲法思想」一稿論叢七三卷二号二三頁、二九頁。

三 一七八九年人権宣言の憲法思想

憲法委員会の委託を受けて、ムニエ、シェイエス、シャンピオン・ドウ・シセ、クレルモン・トネールが人権宣言草案を提出したことにについてはすでにみた。これらの諸草案をまとめるために新たに五

人委員会(Comité des cinq)——委員はデムーニエ(Desmouliers)、ラングルの司教(Évêque de Langres)、トロンネット(Tronchet)、ミラボー(le comte de Mirabeau)、レードン(Rhédon)である——が設置される(八月十三日)が、人権宣言に反対する意見もあって容易にまとまらず、最後にミラボーの指導のもとでまとめられた委員会案が「社会における人間の権利の宣言案」(Projet de déclaration des droits de l'homme en société)である。ところが、この委員会案は議会において否決され(八月十九日)、議会内の諸党派の調整の中から提示されるのが第六部会(Le Sixième Bureau)案、「人および市民の権利の宣言案」(Projet de déclaration des droits de l'homme et du citoyen)であり、これが人権宣言条項別討議案として採択される。もっとも、人権宣言の確定条項となるのは同案の一部にすぎず、「八九年権利宣言は、一のモザイクにほかならず、一個の論理的かつ思想的体系性をもちうる直接の根拠は何も見出されない」との評価がある。

なるほど、一七八九年の人権宣言には多くの憲法思想の潮流が交錯したかたちで影響を与えており、全体的にみて、一貫した「論理的かつ思想的体系性」を有しているかといえ、疑問符を打たねばならない。しかし、本稿が考察対象としている憲法思想の潮流は、同宣言の中に比較的はつきりした輪郭をなすものとして捉えることができるように思われる。以下、人権宣言の内容についてみてみよう。

第一に、宣言は、「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する(Les hommes naissent et demeurent libres et

égaux en droits)。社会的差別は、共同の利益のみに基づいたものでなければならぬ(第一案)と規定し、基本的人権の基礎的観念である自由・平等視を表明する。「自由とは、他者を害しないすべてのことをなし得ることにある」のであり、「したがって、各人の自然権の行使は、社会の他の構成員にこれらの同種の権利の享有を確保すること以外の限界をもたない(第四条)。平等については、「権利において」という条件が付されていることに注意したい。つまり、宣言における平等は「権利における平等」(法の下での平等であつて、社会的・実質的平等を志向するものではない。このことは、ミラボーによって報告された五人委員会案から国民議会の第六部会案を経てこの確定条項に至る過程で、自由と平等の観念の捉え方がどのようにかわってきたかを見ても明らかである。五人委員会案では「すべての人間は平等かつ自由なものである(『Tous les hommes naissent égaux et libres』) (第一条—傍点筆者)と規定されているのに対し、第六部会案では「社会は手段の不等等のかわりに権利の平等を維持する必要がある(『La société s'est formée par le besoin de maintenir l'égalité des droits, au milieu de l'inégalité des moyens』) (第六案—傍点筆者)として「権利の平等」がクローズアップされ、確定条項にみられる「自由かつ権利において平等」という規定として定着するのである。

以上のプロセスは、基本的人権の基礎的観念である自由と平等について、国民議会の多数派が自らのイデオロギー—ブルジョワ・イデオロギーを貫徹するためにいかに慎重な配慮をしたかを示すものと見てよいであろう。さらに、そのイデオロギーは、本稿冒頭でふ

れたサン・キュロットの革命の時期に提示されるロベスピエールの人権宣言草案(一七九三年)が政治社会の目的を自然権の維持にあるとした(第一条)上で、その自然権の主要なものを「生存権」に求め(第二条)、それが「人間の肉体的・精神的能力の差異が異なるものであるうとも、すべての人間に平等に属する(第三条)と規定していることの比較において一層明らかとなる。

第二に、宣言は、自然権として「自由・所有権・安全および圧制への抵抗(第二条)を掲げ、これらの自然権を保全することが政治的結合(association politique)の目的であるとす。自然権の中に平等が含まれていないのは、第一条において「権利において平等」という考え方がとられたことの当然の帰結である。自由に関しては、精神の自由と人身の自由があげられている。精神の自由には「思想」および「意見の自由な伝達(第一条)のほか、宗教上の意見の表明およびその他の表現の自由も認められている。しかし、それらは「法律によって定められた公共の秩序を乱すものでないかぎり(第一〇条)という条件つまり濫用禁止(第一条)という条件が付されている。人身の自由に関しては、刑罰の平等(第六案)、法定手続(第七条)、刑罰必要最低限の原則および遡及処罰禁止の原則(第八条)、無罪の推定および過度の強制措置の禁止の原則(第九条)が掲げられている。

第三に、宣言は、所有権を自然権として位置づけた第二条のほかに、第一七条においても「一つの神聖で不可侵な権利」としてあらためて規定している点に注目しなければならない。このような所有権に関する二重の規定は、国民議会の多数派の基本的な階級的立場

もしくはブルジョワ革命の基本的性格を示すものである。

右にみてきた三点を要約すれば、①「権利における平等」という考えにもとづく実質的平等視の排除、②平等の觀念に対する自由の觀念の優位性、③自然権としての所有権の強調、ということになるが、これらの点はこれまでみてきたケネーやシェイエスの人権思想の潮流に属するものであるとみて大過ないであろう。

以上が基本的人権に関する注目点であるとすれば、主権および統治機構に関する注目点として次のものが挙げられよう。第一に、宣言は、「あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。いかなる団体、いかなる個人といえども、明日に国民に由来しない権力を行使することはできない」(第三条)と規定し、国民主権原理を表明する。第二に、これとの関係で、宣言は、「法律は一般意思(volonte générale)の表明である。すべての市民は、みずから、またはその代表者を通じてその形成に協力する権利を有する」(第六条)と規定している。しかし、「あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する」といふ「法律は一般意思の表明である」というも、これらの表現は国民が政治社会の実質的主体であることを意味しているわけではない。この八九年人権宣言が前文として置かれる九一年憲法を見れば、右の「国民主権」論および「一般意思」論の虚構性が明らかとなる。すなわち、九一年憲法ではシェイエスの言う「能動的市民」と「受動的市民」の区別に基づいて、前者にのみ選挙権が認められる構造になっている。能動的市民たる条件は、「少なくとも三日の労働の価値に等しい直接税を支払い、その領収書を提示すること」(九一年憲法第二編第一章第二節第二条)にあるが、この条件のために当時の

フランスの成年男子(女子は除かれ、二五歳以上の男子とされている)七〇〇万のうち「能動的市民」は四三〇万と推定されている。さらに、この「能動的市民」は第一次選挙集会において一〇〇人に一人の割で選挙人を指名するしくみになっている——選挙人になる資格は「能動的市民」たる資格よりも厳しく(二〇日の労働賃金に相当する直接税)、被選挙人資格は銀一マルル(五〇フラン)を要する——ことから、実際の選挙人は四万ないし五万と推定されている。

このことは何を意味するか。A・ソプールの表現を借りれば、「一七八九年の革命は、第三身分の少数派であるブルジョワジーによって指導されたものであるが、危機に際しては、都市や農村の広汎な人民すなわち往々にして《第四身分》と呼ばれた人々によって支持され、援助された。民衆との同盟のおかげで、ブルジョワジーは、自分たちに実質的な権力を与える一つの憲法を、王権に対して強制した」⁽¹⁰⁾。しかし、この実質的な権力を事実上掌握したブルジョワジーは、新たな政治社会を構想するにあたり、自らの支配を貫徹すべく、八九年人権宣言および九一年憲法において右の《第四身分》を政治の舞台から全面的に排除したのである。

こうして、八九年人権宣言は、最後に、ブルジョワ憲法の骨子を次のように表明する。「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもつものではない」(第一六条)。すでにみてきたブルジョワ的人権論と《第四身分》を排除した主権論および選挙制度論を前提とした上での人権保障、そしてそれを可能ならしめるための権力分立制という近代ブルジョワ憲法の二本の柱が確認された意味は大きい。これまでみてきたケネー、シェ

イエスの人権思想はブルジョワ支配のための権力分立制とセットされて人権宣言に定着したのである。

註

- (1) *Archives Parlementaires*, t. VIII, p. 434.
- (2) *Ibid.*, pp. 438—9.
- (3) *Ibid.*, pp. 431—2.
- (4) 稲本洋之助・前掲論文・九九頁。
- (5) 八九年人権宣言および九一年憲法の内容については、cf. Léon Duguit et Henry Monnier, *Les Constitutions et les Principales Lois Politiques de la France depuis 1789*, Paris, 1925. Maurice Duverger, *Constitutions et Documents Politiques*, P. U. F., 1974.
- (6) *Archives Parlementaires*, t. VIII, p. 438.
- (7) *Ibid.*, p. 432.
- (8) *Œuvres de Maximilien Robespierre*, t. IX, P. U. F., p. 464.
- (9) Jacques Godechot, *op. cit.*, p. 76. 桑原武夫編『フランス革命の研究』一五〇頁、辻村みよ子「フランス革命期の選挙権論——主権論との交錯——」一橋論叢七八巻六号五四頁以下参照。
- (10) Albert Soboul, *La Révolution Française*, Editions Sociales, p. 135.

む す び

一七八九年の革命は、旧体制に対する批判的諸勢力の連合の上に行われたものであり、八九年人権宣言はその記念碑である。しかし、旧体制に対する批判的諸勢力が対立する諸利害を有していたように、八九年人権宣言もまたそれらの諸利害を反映した憲法思想の

諸潮流から影響を受けた。本稿はそのうちケネー——シエイエスの潮流に着目し、特に彼らの憲法思想とりわけ人権思想において、人権の基礎的観念である自由・平等・所有権の三観念がいかなる関連において捉えられているかを中心に分析した。ここでは、「身体の所有」——「労働の所有」——「物的所有」というプロセスとして所有権観念が説明され、そのような所有権の保障された状態こそが人々の自由として捉えられていた。しかし、そこでは「身体の所有」自体が自然の付与した能力の差異を前提として捉えられている以上、その帰結としての「物的所有」が不平等なものであったとしても、それは「自然法(則)の結合」の結果として、正義・不正義の問題領域外へと放置されることになる。したがって、平等観念が問題とされることはあっても、それは、各人が自然によって付与された諸能力を労働を通じて発揮できる「権利において平等」という次元にとどまるのであって、社会的・実質的平等への志向性を伴ってはいない。そのことはすでに指摘したケネーの自然法思想に秘められた一種の循環論の当然の帰結でもある。すなわち、ケネーは、農業を前提とした富の再生産過程を「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」として位置づけ、それをオーソライズするものとして自然法を機能させているのである。いずれの自然法論も何らかのイデオロギーの法的別名にすぎないとまで極論する勇氣は筆者にはないが、少なくともケネーの自然法論についてはそのことはいえそうである。すなわち、ケネーの自然法論は、一方では、右の「人類にとって明らかに最も有利な自然的秩序」を支えるものとして所有権と自由を位置づけ、他方では、各人の能力が自然によって差異あるもの

として付与され、それが労働を通じて行使される以上、その結果がいかなるものであろうとも「人類にとつて明らかに最も有利な自然的秩序」を構成するものだということになる。このような意味において、ケネーの自然法は彼の提示した経済秩序をオーソライズするイデオロギーとして機能しているのである。

シエイエスにおける自由・平等・所有権の関連づけ方も、基本的にはケネーのそれと異なっていない。ただ、シエイエスの場合には、革命渦中で明らかとなつた階級利害の対立が充分に意識されているから、「自らの欲求を充足するのに無力であるようなすべての市民は、その同胞の援助を受ける権利を有する」というような規定を人権宣言草案中に見出すことができる。しかし、このような規定を直ちに、今日の憲法学でいうところの社会権として捉えることはできない。というのも、自由権との対比で捉えられる社会権は、右にみた人権の三つの基礎的観念のうち、所有権の制限を前提としてはじめて成立する概念だからである。したがって、所有権の絶対性を前提としたシエイエスの人権論からは、慈悲的救済という考え方は出てくることはあつても社会権の発想は出てこない。

一七八九年の人権宣言も自由・平等・所有権という三つの基礎的観念の上に成り立ってはいるが、すでにみたように、自由と所有権観念の強調、平等観念の後退という構図をとっている点で、ケネー——シエイエスの人権思想の延長線上に位置づけられる。ただ、「所有権は神聖不可侵な権利であつて、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合においてでなければ、また、正当な事前の補償という条件のもとでなければ、それを奪われない」と

いう第一七条に着目して、八九年人権宣言でも所有権の制限が考えられているのではないかといわれるかもしれない。しかし、この第一七条における所有権制限への視角から結果として何が出てくるかは明らかである。というのも、同条においては、所有権制限の条件の一つとして、「適法に確認された公の必要」が掲げられているが、所有権を制限すべしというこの「公の必要」を確認するのが誰であるかは明らかだからである。能動的市民と受動的市民の区別を想起すればよい。政治の舞台における主演者は、能動的市民の選挙によつて登場するブルジョワジーにはかならない。したがって、第一七条にいう所有権の制限は、中小生産者もしくは労働者の所有権制限としてしか機能しないであろうことは明らかである。

まとめれば、自由および所有権観念の強調、平等観念の後退、これがケネー——シエイエス——八九年人権宣言へとつながる憲法思想とりわけ人権思想の潮流の動向を決しているといえよう。